

行政財産使用許可の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>桃谷高等学校</p>	<p>学校の敷地内に行政財産の使用許可又は使用承認（以下「使用許可等」という。）の手続を行っていない、道路標識（一方通行）が設置されていた。                  また、行政財産使用許可を行っている電柱2本について、使用許可等の手続を行っていない、道路標識（一方通行、駐車禁止）が共架されていた。</p>	<p>速やかに設置者を特定し、改めて使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、今後は関係法令等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>-----</p> <p><b>【地方自治法】</b>                  （行政財産の管理及び処分）                  第238条の4 （略）                  7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。（略）</p> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b>                  （定義）                  第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（略）                  八 使用承認 他の部局長等又は同一部局長の所管内における他の課等に公有財産を使用させることをいう。                  （管理の原則）                  第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。                  （使用許可の範囲）                  第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。                  一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。                  二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。                  三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。                  四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。                  五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。                  六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。                  七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>-----</p>	<p>監査結果を踏まえ、当該道路標識については、生野警察署に行政財産使用承認申請を求め、使用承認を行った。                  監査で検出された事項について事務室職員に周知し、関係法令等を再確認した。                  今後は、行政財産使用許可の事務について、関係法令、通知等について周知徹底を図り適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年12月21日）